

KTC 通信サービス 契約約款

第9版

令和2年4月1日

株式会社ケーティークommunications

目 次

第1章 総則	1
第1条 約款の適用	1
第2条 約款の変更	1
第3条 約款の揭示	1
第4条 用語の定義	1
第2章 会員契約	3
第5条 会員契約の単位	3
第6条 会員契約申込みの方法	3
第7条 会員契約申込みの承諾	3
第8条 契約者回線の追加	3
第9条 K T C契約者の氏名等の変更の届出	3
第10条 会員契約に基づく権利の譲渡の禁止	4
第11条 K T C契約者の地位の承継	4
第12条 K T C契約者が行う会員契約の解除	4
第13条 当社が行う会員契約の解除	4
第14条 会員契約の終了	4
第14条の2 初期契約解除制度	4
第3章 料金契約	6
第15条 料金契約の単位	6
第16条 料金契約申込みの方法	6
第17条 料金契約申込みの承諾	6
第18条 K T C通信サービスの利用の一時中断	6
第19条 料金契約に基づく権利の譲渡の禁止	6
第20条 K T C契約者が行う料金契約の解除	6
第21条 当社が行う料金契約の解除	6
第21条の2 料金契約の終了	6
第4章 オプション機能	7
第22条 オプション機能の提供	7
第22条の2 K T C通信サービスの利用の一時中断があった場合の取扱い	7
第5章 無線機器の利用	8
第1節 U I Mカードの貸与等	8
第22条の3 U I Mカードの貸与	8
第22条の4 電話番号その他の情報の登録等	8
第22条の5 U I Mカードの情報消去及び破棄	8
第22条の6 U I Mカードの管理責任	8
第22条の7 U I Mカード暗証番号	8
第2節 無線機器の接続等	8
第23条 無線機器の接続	8
第3節 無線機器の検査等	9
第24条 無線機器に異常がある場合等の検査	9
第25条 無線機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い	9
第26条 無線機器の電波法に基づく検査	9
第6章 利用中止及び利用停止	10

第 2 7 条	利用中止	10
第 2 8 条	利用停止	10
第 7 章	通信	11
第 2 9 条	インターネット接続サービスの利用	11
第 3 0 条	通信の条件	11
第 3 1 条	通信利用の制限	11
第 3 1 条の 2	同上	12
第 3 1 条の 3	同上	12
第 3 1 条の 4	同上	12
第 8 章	料金等	13
第 1 節	料金及び工事に関する費用	13
第 3 2 条	料金及び工事に関する費用	13
第 2 節	料金等の支払義務	13
第 3 3 条	基本使用料の支払義務	13
第 3 4 条	基本使用料の日割り	13
第 3 4 条の 2	削除	13
第 3 4 条の 3	L T E オプション料の支払義務	13
第 3 4 条の 4	ユニバーサルサービス料の支払義務	14
第 3 5 条	手続きに関する料金の支払義務	14
第 3 6 条	グローバル I P アドレスオプション利用料の支払義務	14
第 3 7 条	督促手数料の支払義務	14
第 3 8 条	工事費の支払義務	14
第 3 節	料金等の計算及び支払い	15
第 3 9 条	料金の計算方法等	15
第 4 0 条	料金等の請求	15
第 4 1 条	料金等の支払い	15
第 4 2 条	料金の一括後払い	15
第 4 3 条	料金等の臨時減免	15
第 4 4 条	期限の利益喪失	15
第 4 節	預託金	16
第 4 5 条	預託金	16
第 5 節	割増金及び延滞利息	16
第 4 6 条	割増金	16
第 4 7 条	延滞利息	16
第 6 節	端数処理	16
第 4 8 条	端数処理	16
第 9 章	保守	17
第 4 9 条	当社の維持責任	17
第 5 0 条	K T C 契約者の維持責任	17
第 5 1 条	K T C 契約者の切分責任	17
第 5 2 条	修理又は復旧	17
第 1 0 章	損害賠償	18
第 5 3 条	責任の制限	18
第 5 4 条	免責	18
第 1 1 章	雑則	19
第 5 5 条	承諾の限界	19
第 5 6 条	無線事業における利用の禁止	19

第57条	利用に係るKTC契約者の義務	19
第58条	他の電気通信事業者への通知	19
第58条の2	同上	19
第59条	KTC契約者に係る情報の利用	19
第60条	公衆無線LANサービスの認証	20
第61条	認定機器以外の無線機器の扱い	20
第62条	合意管轄裁判所	20
第63条	準拠法	20
料金表		21
第1表	KTC通信サービスに関する料金	21
第1	基本使用料	21
第2	削除	30
第3	LTEオプション料	30
第4	ユニバーサルサービス料	30
第5	手続きに関する料金	31
第6	グローバルIPアドレスオプション利用料	31
第7	削除	31
第8	督促手数料	31
第2表	工事費	32
別表		33
別記		35
附則		39
別紙		41

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 株式会社ケーティーコミュニケーションズ（以下「当社」といいます。）は、このKTC通信サービス契約約款（以下「この約款」といいます。）によりKTC通信サービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は合理的と認められる範囲でこの約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、この約款を変更する場合は、変更後の約款の内容及びその効力発生時期について、当社のホームページに提示する方法又はその他相当の方法により周知します。なお、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

3 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行うときは、当社のホームページに掲示する方法又はその他相当の方法によりその内容を説明します。

(約款の掲示)

第3条 当社は、この約款（変更があった場合は変更後の約款）を当社の指定するホームページに掲示します。

(用語の定義)

第4条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信事業者	電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出を行った者
4 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
5 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
6 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
7 無線機器	アンテナ設備及び無線送受信装置を有する端末設備又は自営電気通信設備であって、KTC通信サービスに係る契約に基づいて使用されるもの
8 無線基地局設備	無線機器との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備
9 WiMAX2+基地局設備	無線設備規則第49条の29に定める条件に適合する無線基地局設備
10 LTE基地局設備	無線設備規則第49条の6の9に定める条件に適合する無線基地局設備
11 KTC通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備
12 KTC通信サービス	KTC通信網を使用して当社が提供する電気通信サービスで

	あって、当社が無線基地局設備とKTC契約者が指定する無線機器との間に電気通信回線を設定して提供するもの
13 契約者回線	無線基地局設備とKTC契約者が指定する無線機器との間に設定される電気通信回線
14 WiMAX2+回線	無線設備規則第49条の29に定める条件に適合する電波を用いてWiMAX2+基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線
15 LTE回線	無線設備規則第49条の6の9に定める条件に適合する電波を用いてLTE基地局設備と無線機器との間に設定される契約者回線
16 サービス取扱所	(1) KTC通信サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託によりKTC通信サービスに関する契約事務を行う者の事業所
17 会員契約	この約款に基づき当社からKTC通信サービスの提供を受ける資格を得るための契約
18 料金契約	会員契約に基づき当社から契約者回線の提供を受けるための契約
19 KTC契約者	当社と会員契約を締結している者
20 UIMカード	電話番号その他の情報を記憶して無線機器に装着して使用するICカードであって、KTC通信サービスの提供のために当社がKTC契約者に貸与するもの
21 提供開始日	料金契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日 (KTC通信網の設定を完了した日から一定期間が経過した日又はKTC契約者が契約者回線を最初に利用した日のいずれかに提供を開始したものと当社がみなした場合は、その日とします。)
22 料金月	1の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間
23 提携事業者	KDDI株式会社又は沖縄セルラー電話株式会社
24 セッション	当社又は提携事業者の電気通信設備において無線機器に係るIPアドレス(インターネットプロトコルで定められているアドレスをいいます。以下同じとします。)の割り当てを維持している状態
25 グローバルIPアドレス	社団法人日本ネットワークインフォメーションセンターその他IPアドレスを管理及び指定する事業者が割り当てるIPアドレス
26 プライベートIPアドレス	グローバルIPアドレス以外のIPアドレス
27 WiMAX2+通信	WiMAX2+回線により行われる通信
28 LTE通信	LTE回線により行われる通信
29 ハイスピードモード	WiMAX2+通信のみ利用可能とする無線機器の設定であって、当社が指定する仕様に準拠したもの
30 ハイスピードプラスエリアモード	WiMAX2+通信及びLTE通信のいずれも利用可能とする無線機器の設定であって、当社が指定する仕様に準拠したもの
31 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 会員契約

(会員契約の単位)

第5条 当社は、会員契約に係る1の申込みごとに1の会員契約を締結します。この場合、KTC契約者は、1の会員契約につき1人に限ります。

(会員契約申込みの方法)

第6条 会員契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書とそのKTC通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。

ただし、オンラインサインアップ（KTC通信網等を経由して、当社が定める契約事項をそのKTC通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に送信することをいいます。以下同じとします。）により会員契約の申込みをするときは、その契約事項の送信を契約申込書の提出とみなして取り扱います。

2 前項の場合において、会員契約の申込みをする者は、その申込みと併せて、その会員契約に属する料金契約の申込みを行っていただきます。

(会員契約申込みの承諾)

第7条 当社は、会員契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、業務上の都合により、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

(1) 会員契約の申込みをした者がKTC通信サービスに係る料金その他の債務（この約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 前条に基づき提出された契約申込書その他の書類に不備があるとき。

(3) 会員契約の申込みをした者の年齢が満13歳未満であるとき（満12歳に達した日の翌日以降の最初の4月1日が到来しているときを除きます。）。

(4) 会員契約の申込みをした者が、第28条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、KTC通信サービスの利用を停止されたことがある又はKTC通信サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。

(5) 第56条（無線事業における利用の禁止）の規定に違反するおそれがあるとき。

(6) 第57条（利用に係るKTC契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。

(7) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

(契約者回線の追加)

第8条 KTC契約者は、新たに契約者回線の提供を受けようとするときは、その会員契約に基づき料金契約の申込みを行っていただきます。

(KTC契約者の氏名等の変更の届出)

第9条 KTC契約者は、契約者連絡先（氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先をいいます。以下同じとします。）に変更があったときは、そのことを速やかにKTC通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に当社所定の書面により届け出ていただきます。

2 当社は、前項の届出があったときは、その変更のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

3 KTC契約者は、第1項の届出を怠ったことにより、当社または料金回収会社（別記2に掲げる法人をいいます。以下同じとします。）がそのKTC契約者の従前の契約者連絡先に宛てて書面等を送付したときは、その書面等が不到達であっても、通常その到達すべき時にそのKTC契約者が通知内容を了知したものととして扱うことに同意していただきます。

4 KTC契約者が事実と反する届出を行ったことにより、当社または料金回収会社が届出のあった契約者連絡先に宛てて書面等を送付した場合についても、前項と同様とします。

- 5 前2項の場合において、当社または料金回収会社は、その書面等の送付に起因して発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。
- 6 当社は、契約者連絡先が事実上反しているものと判断したときは、この約款の規定によりKTC契約者に通知等を行う必要がある場合であっても、それらの規定にかかわらず、その通知等を省略できるものとします。

(会員契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第10条 KTC契約者が会員契約に基づいてKTC通信サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(KTC契約者の地位の承継)

- 第11条 相続又は法人の合併若しくは分割によりKTC契約者の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、そのKTC通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に届け出ていただきます。
- 2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
 - 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
 - 4 KTC契約者は、第1項の届出を怠った場合には、第9条(KTC契約者の氏名等の変更の届出)第3項から第6項の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

(KTC契約者が行う会員契約の解除)

第12条 KTC契約者は、会員契約を解除しようとするときは、当社所定の方法により、そのことをあらかじめそのKTC通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

(当社が行う会員契約の解除)

- 第13条 当社は、第28条(利用停止)の規定によりKTC通信サービスの利用を停止されたKTC契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その会員契約を解除することがあります。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、KTC契約者が第28条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、KTC通信サービスの利用停止をしないでその会員契約を解除することがあります。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、当社は、KTC契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその会員契約を解除することができます。
 - 4 当社は、第1項又は第2項の規定により、その会員契約を解除しようとするときは、あらかじめKTC契約者にそのことを通知します。

(会員契約の終了)

第14条 会員契約は、その契約に属する料金契約がなくなったときは、その状態の発生と同時に終了するものとします。

(初期契約解除制度)

第14条の2 個人名義にてご契約いただいたKTC通信サービスが利用可能になった日(ご契約日)から起算して8日を経過するまでの間、書面により本契約(料金プランを変更する場合は、その変更を内容とする契約とします。以下同じとします)の解除(以下「初期契約解除」といいます)を行うことができます。この効力は書面を発送した時に生じます。本契約を特定できる事項(受付番号・契約者住所・契約者氏名)を記載した書面のご提出が必要になります。なお書面についてはご契約頂いた店舗にてご記入頂きます。

- 2 この場合、K T C契約者はK T C通信サービスに関して①損害賠償もしくは違約金その他金銭などを請求されることはありません。②但し、事務手数料、ユニバーサルサービス料はご請求します。当該請求に係る額は、交付された契約書面に記載した額となります。
- また、契約に関連して弊社が金銭等を受領している際には当該金銭等（上記②で請求する料金等を除く。）をお客様に返還いたします。
- 3 オプションサービスに加入している場合は、初期契約解除と同時に解約されます。同時に端末を購入の場合、初期契約解除時には、購入した端末の返却にご協力をお願いいたします。詳細は別記13【端末返還特約】を参照ください。

第3章 料金契約

(料金契約の単位)

第15条 当社は、1の申込みごとに1の料金契約を締結します。

(料金契約申込みの方法)

第16条 料金契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書とそのKTC通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。

ただし、オンラインサインアップにより料金契約の申込みをするときは、その契約事項の送信を契約申込書の提出とみなして取り扱います。

2 料金契約の申込みをする者は、その料金契約が属する会員契約（以下「所属会員契約」といいます。）を指定していただきます。この場合において、会員契約を締結していない者は、その料金契約の申込みと同時に会員契約の申込みを行っていただきます。

(料金契約申込みの承諾)

第17条 当社は、料金契約の申込みがあったときは、第7条（会員契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

(KTC通信サービスの利用の一時中断)

第18条 当社は、KTC契約者から当社所定の方法により請求があったときは、料金契約に係るKTC通信サービスの利用の一時中断（その請求のあったKTC通信サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(料金契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第19条 KTC契約者が料金契約に基づいて契約者回線の提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(KTC契約者が行う料金契約の解除)

第20条 KTC契約者は、料金契約を解除しようとするときは、当社所定の方法により、そのことをあらかじめそのKTC通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

(当社が行う料金契約の解除)

第21条 当社は、第28条（利用停止）の規定によりKTC通信サービスの利用を停止されたKTC契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その料金契約を解除することがあります。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、KTC契約者が第28条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、KTC通信サービスの利用停止をしないでその料金契約を解除することがあります。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、KTC契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその料金契約を解除することができます。

4 当社は、第1項又は第2項の規定により、その料金契約を解除しようとするときは、あらかじめKTC契約者にそのことを通知します。

(料金契約の終了)

第21条の2 料金契約は、その所属会員契約の解除があったときは、その所属会員契約の解除と同時に終了するものとします。

第4章 オプション機能

(オプション機能の提供)

第22条 当社は、KTC契約者から請求があったときは、別表に規定するオプション機能を提供します。この場合において、KTC契約者は、そのオプション機能を利用する1の料金契約（現にそのオプション機能を利用しているものを除きます。）を指定していただきます。

(KTC通信サービスの利用の一時中断があった場合の取扱い)

第22条の2 当社は、KTC通信サービスの利用の一時中断があったときは、そのオプション機能の利用の一時中断を行います。

第5章 無線機器の利用

第1節 UIMカードの貸与等

(UIMカードの貸与)

第22条の3 当社は、KTC通信サービスの提供に際して、KTC契約者に対し、UIMカードを貸与します。この場合において、貸与するUIMカードの数は、1の料金契約につき1とします。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するUIMカードを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことをKTC契約者に通知します。

(電話番号その他の情報の登録等)

第22条の4 当社は、UIMカードを貸与する場合には、そのUIMカードに電話番号その他の情報の登録等を行います。

(UIMカードの情報消去及び破棄)

第22条の5 KTC契約者は、当社から貸与を受けているUIMカードを利用しなくなった場合には、当社の指示に従ってそのUIMカードに切り込みを入れ、これを破棄していただきます。

ただし、KTC契約者は、当社から特段の指示があったときは、当社が指定するサービス取扱所へそのUIMカードを返却していただきます。

(UIMカードの管理責任)

第22条の6 KTC契約者は、当社から貸与を受けているUIMカードを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

2 KTC契約者は、UIMカードの盗難、紛失又は毀損が生じた場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。

3 当社は、KTC契約者以外の者がUIMカードを利用した場合であっても、そのUIMカードの貸与を受けているKTC契約者が利用したものとみなして取り扱います。

4 当社は、UIMカードの盗難、紛失又は毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。

(UIMカード暗証番号)

第22条の7 KTC契約者は、当社が別に定める方法により、UIMカードにUIMカード暗証番号（そのUIMカードを利用する者を識別するための数字の組合せをいいます。以下同じとします。）を登録することができます。この場合において、当社からそのUIMカードの貸与を受けているKTC契約者以外の者が登録を行った場合、当社は、そのKTC契約者が登録を行ったものとみなします。

2 KTC契約者は、UIMカード暗証番号を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

第2節 無線機器の接続等

(無線機器の接続)

第23条 KTC契約者は、契約者回線に無線機器（当社及び提携事業者が付与された無線局の免許により運用することができるもの並びに契約者回線に接続することができるものに限り、以下この条において同じとします。）を接続しようとするときは、当社所定の方法により、当社が別に定めるサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

(1) その接続が技術基準等に適合しないとき。

(2) その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。

3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

- (1) 事業法第53条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。
- (2) 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- 4 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- 5 KTC契約者が、その無線機器を変更した場合についても、前4項の規定に準じて取り扱います。
- 6 KTC契約者は、その契約者回線への無線機器の接続を取りやめたときは、そのことを当社が別に定めるサービス取扱所に通知していただきます。

第3節 無線機器の検査等

(無線機器に異常がある場合等の検査)

- 第24条 当社は、契約者回線に接続されている無線機器に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、KTC契約者に、その無線機器の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、KTC契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- 2 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
 - 3 KTC契約者は、第1項の検査を行った結果、無線機器が技術基準等に適合していると認められないときは、その無線機器の契約者回線への接続を取り止めていただきます。

(無線機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)

- 第25条 KTC契約者は、契約者回線に接続されている無線機器について、電波法(昭和25年法律第131号)の規定に基づき、当社又は提携事業者が総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その無線機器の使用を停止して、無線設備規則に適合するよう修理等を行っていただきます。
- 2 当社は、前項の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、KTC契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
 - 3 KTC契約者は、前項の検査等の結果、無線機器が無線設備規則に適合していると認められないときは、その無線機器の契約者回線への接続を取り止めていただきます。

(無線機器の電波法に基づく検査)

- 第26条 前条に規定する検査のほか、無線機器の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、前条第2項及び第3項の規定に準ずるものとします。

第6章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第27条 当社は、次の場合には、KTC通信サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第31条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定によりKTC通信サービスの利用を中止するときは、当社が別に定める方法により、あらかじめそのことをそのKTC契約者にお知らせします。
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第28条 当社は、KTC契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（KTC通信サービスの料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務がその請求を行った当社又は料金回収会社に支払われるまでの間、第3号又は第4号の規定に該当するときは、当社がKTC契約者本人を確認するための書類として当社が別に定めるものを当社が指定するサービス取扱所に提出していただくまでの間）、そのKTC通信サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金回収会社が請求した料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払いがない旨の通知を料金回収会社から受けたとき。
- (2) 当社が請求した料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。）。
- (3) KTC通信サービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
- (4) 第9条（KTC契約者の氏名等の変更の届出）の規定に違反したとき及びその規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
- (5) KTC契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他のKTC通信サービスに係る料金その他の債務又はKTC契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに係る料金等の債務（その契約約款等に定める料金その他の債務をいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (6) KTC契約者がそのKTC通信サービス又は当社と契約を締結している他のKTC通信サービスの利用において第57条（利用に係るKTC契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (7) 第24条（無線機器に異常がある場合等の検査）の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき。
- (8) 第25条（無線機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）又は第26条（無線機器の電波法に基づく検査）の規定に違反したとき。
- (9) 第45条（預託金）に規定する預託金を預け入れないとき。
- (10) 第56条（無線事業における利用の禁止）の規定に違反したとき。

2 当社は、前項の規定によりKTC通信サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をそのKTC契約者に通知します。

ただし、前項第6号により利用停止を行う場合であって、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第7章 通信

(インターネット接続サービスの利用)

第29条 KTC契約者は、インターネット接続サービス（KTC通信サービスに係る無線基地局設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。

2 当社は、インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。

(通信の条件)

第30条 当社は、KTC通信サービスを利用できる区域について、当社の指定するホームページに掲載するものとします。

ただし、その区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

2 当社は、技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は減設等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行うことができなくなる場合があります。

3 KTC通信サービスに係る通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。

ただし、その通信プロトコルに係る伝送速度を保証するものではありません。

4 KTC通信サービスに係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。

5 KTC契約者は、1の料金契約において、同時に2以上の無線機器に契約者回線を設定して通信を行うことはできません。

ただし、この約款において特段の定めがある場合には、その定めによります。

6 電波状況等により、KTC通信サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は、一切の責任を負わないものとします。

7 無線機器に使用されるIPアドレスには、プライベートIPアドレスとグローバルIPアドレスとがあり、当社がそのいずれかを動的に割り当てるものとします。

(通信利用の制限)

第31条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関が使用している契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関

別記3の基準に該当する新聞社等の機関 預貯金業務を行う金融機関 国又は地方公共団体の機関
--

第31条の2 当社は、前条の規定による場合のほか、次の通信利用の制限を行うことがあります。

(1) 削除

(2) W i M A X 2 + 通信及びL T E 通信について、当社又は提携事業者の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる等、当社又は提携事業者の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他の契約者回線に対する当社又は提携事業者の電気通信サービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、そのW i M A X 2 + 回線及びL T E 回線に係る通信の帯域を制限すること。

(3) W i M A X 2 + 通信及びL T E 通信について、1 料金月における総情報量（通信の相手方に到達しなかったものを含み、W i M A X 2 + 通信とL T E 通信の双方の情報量を合算したものとします。）が7, 516, 192, 768バイト（7ギガバイト）を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、そのW i M A X 2 + 回線及びL T E 回線に係る通信の伝送速度を最高128K b i t / s に制限すること（以下「W i M A X 2 + 総量規制」といいます。）。

(4) 削除

(5) 当社が別に定める一定時間以上継続してセッションを維持し当社の電気通信設備を占有する等、その通信がK T C 通信サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。

第31条の3 当社は、前2条の規定によるほか、当社又は提携事業者が、窃盗、詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断し又は当社若しくは提携事業者に対する代金債務（立替払等に係る債務を含みます。）の履行が為されていないと判断した無線機器が契約者回線に接続された場合、その契約者回線を用いた通信の利用を制限することがあります。

第31条の4 当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。）において指定された接続先との間の通信を制限することがあります。

第8章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第32条 KTC通信サービスの料金は、料金表第1表(KTC通信サービスに関する料金)に規定する基本使用料、LTEオプション料、ユニバーサルサービス料、手続きに関する料金、グローバルIPアドレスオプション利用料、督促手数料とします。

2 KTC通信サービスの工事に関する費用は、料金表第2表(工事費)に規定する工事費とします。

第2節 料金等の支払義務

(基本使用料の支払義務)

第33条 KTC契約者は、その料金契約に係る提供開始日から料金契約の解除があった日(以下「提供終了日」といいます。)の前日までの期間(提供開始日と提供終了日が同一の日である場合は、その日)について、料金表第1表第1(基本使用料)に規定する基本使用料の支払いを要します。

ただし、この約款又は料金表に特段の定めのある場合は、この限りではありません。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりKTC通信サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料の支払いは、次によります。

(1) KTC契約者は、利用の一時中断をしたときは、その期間中の基本使用料の支払いを要します。

(2) KTC契約者は、利用停止があったときは、その期間中の基本使用料の支払いを要します。

(3) 前2号の規定によるほか、KTC契約者は、次の場合を除き、KTC通信サービスを利用できなかった期間中の基本使用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
KTC契約者の責めによらない理由によりその会員契約に係る全ての契約者回線を全く利用できない状態(その会員契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する基本使用料

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(基本使用料の日割り)

第34条 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料をその利用日数に応じて日割りします。

(1) その提供開始日が料金月の起算日以外の日であったとき。

(2) 料金月の起算日以外の日に基本使用料の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の基本使用料は、その増加又は減少のあった日から適用します。

(3) 第33条(基本使用料の支払義務)第2項第3号の表の規定に該当するとき。

(4) 第39条(料金の計算方法等)の規定により料金月の起算日の変更があったとき。

2 前項第1号から第4号までの規定による基本使用料の日割りは、その料金月に含まれる日数により行います。この場合、第33条(基本使用料の支払義務)第2項第3号の表に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する料金日とみなします。

3 第1項第5号の規定による基本使用料の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。

第34条の2 削除

(LTEオプション料の支払義務)

第34条の3 KTC契約者は、ハイスピードプラスエリアモードによる通信が行われた料金月について、料金表第1表第3（LTEオプション料）に規定するLTEオプション料の支払いを要します。

（ユニバーサルサービス料の支払義務）

第34条の4 KTC契約者は、料金月の末日が経過した時点でKTC通信サービスの提供を受けていたときは、料金表第1表第4（ユニバーサルサービス料）に規定するユニバーサルサービス料の支払いを要します。

2 KTC契約者は、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の変更があった場合に、その変動に応じて当社がユニバーサルサービス料を見直すことについて、あらかじめ同意するものとします。

（手続きに関する料金の支払義務）

第35条 KTC契約者は、KTC通信サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第5（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又はその請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

（グローバルIPアドレスオプション利用料の支払義務）

第36条 KTC契約者は、別表に定めるグローバルIPアドレスオプションに係る特定APNを介して通信を行った料金月について、料金表第1表第6（グローバルIPアドレスオプション利用料）に規定するグローバルIPアドレスオプション利用料の支払いを要します。

ただし、KTC契約者の責めにやらない理由により1料金月の全ての日にわたってその料金契約に係る契約者回線を全く利用できない状態（その料金契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じたときは、この限りではありません。

2 グローバルIPアドレスオプション利用料については、日割りは行いません。

（督促手数料の支払義務）

第37条 KTC契約者は、当社又は料金回収会社が督促通知（料金その他の債務の支払いを求める行為であって、当社が行う会員契約の解除の予告を伴うものをいいます。以下同じとします。）を行った場合に、その支払期日を経過してもなお支払いがなかったときは、料金表第1表第8（督促手数料）に規定する督促手数料の支払いを要します。

（工事費の支払義務）

第38条 KTC契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表（工事費）に定める工事費の支払いを要します。

ただし、その工事の着手前にその契約の解除又はその請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、KTC契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

第3節 料金等の計算及び支払い

(料金の計算方法等)

第39条 当社は、KTC契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料、LTEオプション料、ユニバーサルサービス料、及びグローバルIPアドレスオプション利用料は、料金月に従って計算するものとします。

ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、当社が別に定める期間に従って随時に計算します。

2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。

3 料金の計算は、料金表に規定する税抜額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。)により行います。料金を日割りする場合には、税抜額を日割りした額に消費税相当額を加算した額を適用します。

(料金等の請求)

第40条 当社及び料金回収会社は、当社又は料金回収会社が必要と判断した場合を除き、書面による請求書の発行を行いません。

(料金等の支払い)

第41条 KTC契約者は、料金契約に係る料金等の支払いについて、当社が定める期日までに、次の方法により当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。

(1) クレジットカード(VISA、Master、JCB、AMEX、Dinersが利用可能です)

2 前項の場合において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

3 当社は、料金契約に係る料金等の支払いについて、次のいずれかに該当したときは、指定銀行口座へ依頼を行います。この場合において、KTC契約者は、第1項の規定により指定した支払方法にかかわらず、指定口座への振り込みを行っていただきます。

(1) クレジットカード会社又は金融機関等によりKTC契約者の指定したクレジットカード又は支払口座の利用が停止されたことを当社が知ったとき。

(料金の一括後払い)

第42条 当社は、当社に特別の事情がある場合は、KTC契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(料金等の臨時減免)

第43条 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金及び工事費を減免することがあります。

2 当社は、前項の規定により料金等の減免を行ったときは、当社の指定するホームページに掲示する等の方法により、そのことを周知します。

(期限の利益喪失)

第44条 次の各号に定める事由のいずれかが発生したときは、KTC契約者は、この約款に基づく料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとします。

(1) KTC契約者がその負担すべき債務の全部又は一部について不完全履行若しくは履行遅滞に陥ったとき。

(2) KTC契約者について破産、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申立てがあったとき。

(3) KTC契約者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。

(4) KTC契約者の資産について法令に基づく強制換価手続の申立てがあったとき又は仮差押え、仮処分若しくは税等の滞納処分があったとき。

(5) KTC契約者の所在が不明であるとき。

- (6) K T C 契約者が預託金を預け入れないとき。
 - (7) その他 K T C 契約者が負担すべき債務の完全な履行を妨げる事情があると認めるとき。
- 2 K T C 契約者は、前項第 2 号から第 4 号に定める事由のいずれかが発生した場合には、その事実を速やかに K T C 通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。

第 4 節 預託金

(預託金)

第 4 5 条 K T C 契約者は、次の場合には、K T C 通信サービスの利用に先立って預託金を預け入れていただくことがあります。

- (1) 会員契約の申込みの承諾を受けたとき。
 - (2) 料金契約の申込みの承諾を受けたとき。
 - (3) 第 2 8 条 (利用停止) 第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 5 号の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除されるとき。
- 2 預託金の額は、1 料金契約あたり 1 0 万円以内で当社が別に定める額とします。
- 3 預託金については、無利息とします。
- 4 当社は、その会員契約の解除等、預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託金を預け入れた者に返還します。
- 5 当社は、預託金を返還する場合に、K T C 契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。

第 5 節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第 4 6 条 K T C 契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額 (消費税相当額を加算しない額とします。) の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第 4 7 条 K T C 契約者は、料金その他の債務 (延滞利息を除きます。) について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年 1 4 . 5 % の割合 (年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、3 6 5 日当たりの割合とします。) で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第 6 節 端数処理

(端数処理)

第 4 8 条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

ただし、この約款に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

第9章 保守

(当社の維持責任)

第49条 当社は、当社の設置した電気通信回線設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するように維持します。

(KTC契約者の維持責任)

第50条 KTC契約者は、無線機器を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

2 前項の規定のほか、KTC契約者は、無線機器を無線設備規則に適合するよう維持していただきます。

(KTC契約者の切分責任)

第51条 KTC契約者は、無線機器が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その無線機器に故障のないことを確認のうえ、当社に当社の電気通信設備の調査の請求をしていただきます。

(修理又は復旧)

第52条 当社は、当社の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するものとしします。

ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

第10章 損害賠償

(責任の制限)

第53条 当社は、料金契約に基づきKTC通信サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その会員契約に係る全ての契約者回線が全く利用できない状態（その会員契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのKTC契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、その会員契約に係る全ての契約者回線が全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのKTC通信サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、第34条（基本使用料の日割り）の規定に準じて取り扱います。

4 当社は、KTC通信サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

(免責)

第54条 当社は、電気通信設備の修理又は復旧等にあたって、その電気通信設備に記憶されている内容が変化又は消失したことにより損害が生じた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものでないときは、その責任を負わないものとします。

2 当社は、KTC通信サービスに係る技術仕様その他の提供条件の変更又は電気通信設備の更改等に伴い、KTC契約者が使用若しくは所有している無線機器（その無線機器を結合又は装着等することにより一体的に使用される電子機器その他の器具を含みます。）の改造又は交換等を要することとなった場合であっても、その改造又は交換等に要する費用については負担しません

第11章 雑則

(承諾の限界)

第55条 当社は、KTC契約者から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあるとき又はその請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

(無線事業における利用の禁止)

第56条 KTC契約者は、この約款により提供を受ける契約者回線について、自ら又は他の電気通信事業者が行う無線事業（事業法施行規則に定める公衆無線LANアクセスサービス、携帯電話又はPHSに係る電気通信事業をいいます。以下同じとします。）の用に供してはならないものとします。

(利用に係るKTC契約者の義務)

第57条 KTC契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 無線機器を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は無線機器の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 故意に通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 削除

(4) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、若しくは他人の利益を害する態様でKTC通信サービスを利用し、又は他人に利用させないこと。なお、別記3に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。

(5) 位置情報（無線機器の所在に係る緯度及び経度の情報をいいます。以下同じとします。）を取得することができる無線機器を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。

2 KTC契約者は、前項各号の規定に違反して当社又は第三者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

(他の電気通信事業者への通知)

第58条 KTC契約者は、第12条（KTC契約者が行う会員契約の解除）、第13条（当社が行う会員契約の解除）又は第14条の1（会員契約の終了）の規定に基づき会員契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、別記4に定める電気通信事業者からの請求に基づき、氏名、住所、電話番号、生年月日及び支払状況等の情報（KTC契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限りません。）を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

第58条の2 KTC契約者は、その氏名、住所、電話番号、生年月日並びに締結している料金契約の内容及び契約状況等の情報（提携事業者が当社と提携して行う割引等の適用又は案内等に必要なものに限りません。）を当社が提携事業者へ通知することにあらかじめ同意するものとします。

(KTC契約者に係る情報の利用)

第59条 当社は、KTC契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先等の情報を、当社の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用、料金の請求等、当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲（KTC契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。）で利用します。

なお、KTC通信サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(公衆無線LANサービスの認証)

第60条 KTC契約者は、株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス（以下「Wi-Fi提携事業者」といいます。）が公衆無線LANサービス契約約款に基づきKTC契約者へ提供する「au Wi-Fi SPOT」の認証において、Wi-Fi提携事業者から当社へそのKTC契約者が使用しているUIMカードの有効性の確認を求められた場合に、当社がその照会に応じることにあらかじめ同意していただきます。

2 当社は、前項の対応に関して生じた損害については、その理由の如何にかかわらず、一切の責任を負わないものとします。

(認定機器以外の無線機器の扱い)

第61条 KTC契約者は、認定機器（当社が別に定めるところにより当社の要求項目に適合していることを認定した無線機器をいいます。）以外の無線機器を契約者回線へ接続して利用することができません。

(合意管轄裁判所)

第62条 この約款に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第63条 この約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

料金表

第1表 KTC通信サービスに関する料金

第1 基本使用料

1 適用

基本使用料の適用については、第33条（基本使用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

基本使用料の適用	
(1) 基本使用料の料金種別の選択	ア 基本使用料には、次の料金種別があります。
	基本使用料の料金種別
	KT-WiMAX 3年ギガ放題
	KT-WiMAX 3年ギガ放題+アシスト500
	KT-WiMAX FLAT ツープラス (2年)
	KT-WiMAX FLAT ツープラス (auスマホ2年)
	KT-WiMAX FLAT ツープラス (auスマホ割4年)
	KT-WiMAX FLAT ツープラス (期間条件なし)
	KT-WiMAX FLAT ツープラス (2年) ギガ放題
	KT-WiMAX FLAT ツープラス (auスマホ2年) ギガ放題
	KT-WiMAX FLAT ツープラス (期間条件なし) ギガ放題
	KT-WiMAX FLAT ツープラス (3年)
	KT-WiMAX FLAT ツープラス (3年) ギガ放題
イ KTC契約者は、料金契約の申込みに際して、基本使用料の料金種別を選択していただきます。	
ただし、KT-WiMAX FLAT ツープラス(2年)、KT-WiMAX FLAT ツープラス(auスマホ2年)、KT-WiMAX FLAT ツープラス(auスマホ割4年)、KT-WiMAX FLAT ツープラス(期間条件なし)、KT-WiMAX FLAT ツープラス(2年)ギガ放題、KT-WiMAX FLAT ツープラス(auスマホ2年) ギガ放題、KT-WiMAX FLAT ツープラス(期間条件なし)ギガ放題、KT-WiMAX FLAT ツープラス(3年)、KT-WiMAX FLAT ツープラス (3年)ギガ放題を選択することは出来ません	
ウ KTC契約者は、基本使用料の料金種別を変更するときは、そのことを当社が別に定める方法によりサービス取扱所に申し込んでいただきます。	
エ KTC契約者は、ウの規定にかかわらず、下表の左欄に定める料金種別と同表の右欄に定める料金種別との変更を申し込むことが出来ません。	
旧プラン	新プラン

	<p>KT-WiMAX FLAT ツープラス(2年)、KT-WiMAX FLAT ツープラス(ausmahoh2年)、KT-WiMAX FLAT ツープラス(ausmahoh4年)、KT-WiMAX FLAT ツープラス(期間条件なし)、KT-WiMAX FLAT ツープラス(2年)ギガ放題、KT-WiMAX FLAT ツープラス(ausmahoh2年)ギガ放題、KT-WiMAX FLAT ツープラス(期間条件なし)ギガ放題、KT-WiMAX FLAT ツープラス(3年)、KT-WiMAX FLAT ツープラス(3年)ギガ放題</p>	<p>KT-WiMAX 3年ギガ放題、KT-WiMAX 3年ギガ放題+アシスト500</p>												
<p>オ 当社は、ウの申込みがあった場合は、次のとおり取り扱います。ただし、業務の遂行上やむを得ないときは、この限りではありません。</p>														
<p>KT-C通信サービスに係る基本使用料の料金種別の変更については、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月の初日から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。</p>														
(2) 削除														
(3) 削除														
<p>(4) KT-WiMAX FLAT ツープラス(2年)、KT-WiMAX FLAT ツープラス(ausmahoh2年)、KT-WiMAX FLAT ツープラス(ausmahoh4年)、KT-WiMAX FLAT ツープラス(2年)ギガ放題、KT-WiMAX FLAT ツープラス(ausmahoh2年)ギガ放題、KT-WiMAX FLAT ツープラス(3年)、KT-WiMAX FLAT ツープラス(3年)ギガ放題の取扱い</p>	<p>ア KT-WiMAX FLAT ツープラス(2年)、KT-WiMAX FLAT ツープラス(ausmahoh2年)、KT-WiMAX FLAT ツープラス(ausmahoh4年)、KT-WiMAX FLAT ツープラス(2年)ギガ放題、KT-WiMAX FLAT ツープラス(ausmahoh2年)ギガ放題、KT-WiMAX FLAT ツープラス(3年)、KT-WiMAX FLAT ツープラス(3年)ギガ放題(以下、これらの料金種別をこの欄において「本プラン」と総称します。)は、その適用を開始した日(基本使用料の料金種別の変更により適用を開始したときはその適用を開始した日を含む料金月、イの規定により更新されたものであるときはその更新月とします。)を含む料金月から起算して次表に定める適用月数が経過することとなる料金月(以下この欄において「満了月」といいます。)の末日をもって適用期間が満了します。</p>	<table border="1" data-bbox="600 1615 1378 2024"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>適用月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>KT-WiMAX FLAT ツープラス(2年)</td> <td>25 料金月</td> </tr> <tr> <td>KT-WiMAX FLAT ツープラス(3年)</td> <td>37 料金月</td> </tr> <tr> <td>KT-WiMAX FLAT ツープラス(ausmahoh2年)</td> <td>25 料金月</td> </tr> <tr> <td>KT-WiMAX FLAT ツープラス(ausmahoh4年)</td> <td>49 料金月</td> </tr> <tr> <td>KT-WiMAX FLAT ツープラス(2年)ギガ放題</td> <td>25 料金月</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	適用月数	KT-WiMAX FLAT ツープラス(2年)	25 料金月	KT-WiMAX FLAT ツープラス(3年)	37 料金月	KT-WiMAX FLAT ツープラス(ausmahoh2年)	25 料金月	KT-WiMAX FLAT ツープラス(ausmahoh4年)	49 料金月	KT-WiMAX FLAT ツープラス(2年)ギガ放題	25 料金月
区 分	適用月数													
KT-WiMAX FLAT ツープラス(2年)	25 料金月													
KT-WiMAX FLAT ツープラス(3年)	37 料金月													
KT-WiMAX FLAT ツープラス(ausmahoh2年)	25 料金月													
KT-WiMAX FLAT ツープラス(ausmahoh4年)	49 料金月													
KT-WiMAX FLAT ツープラス(2年)ギガ放題	25 料金月													

	<table border="1"> <tr> <td>KT-WiMAX FLAT ツープラス（3年）ギガ放題</td> <td>37料金月</td> </tr> <tr> <td>KT-WiMAX FLAT ツープラス（auスマホ2年） ギガ放題</td> <td>25料金月</td> </tr> </table>	KT-WiMAX FLAT ツープラス（3年）ギガ放題	37料金月	KT-WiMAX FLAT ツープラス（auスマホ2年） ギガ放題	25料金月	<p>イ 当社は、本プランについて、満了月が経過した場合は、その満了月の翌料金月（以下この欄において「更新月」といいます。）の初日に同一の料金種別で更新して適用します。</p> <p>ウ KTC契約者は、本プランの適用を受けている料金契約について、契約の解除又は料金種別の変更があった場合は、（ア）に定めるプラン解除料を支払っていただきます。ただし、（イ）に定める適用除外要件のいずれかに該当しているときは、この限りではありません。</p> <p>（ア）プラン解除料</p> <p style="text-align: right;">1 料金契約ごとに</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th>料金額</th> </tr> <tr> <th>税抜額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン解除料</td> <td>9,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（イ）適用除外要件</p> <p>①満了月の末日又は更新月に契約の解除があったとき。 ②更新月又はその翌料金月に料金種別の変更があったとき。 ③別記6においてプラン解除料の支払いを要さないこととされている料金種別の変更があったとき。</p>	区 分	料金額	税抜額	プラン解除料	9,500円	
KT-WiMAX FLAT ツープラス（3年）ギガ放題	37料金月											
KT-WiMAX FLAT ツープラス（auスマホ2年） ギガ放題	25料金月											
区 分	料金額											
	税抜額											
プラン解除料	9,500円											
<p>（5）KT-WiMAX 3年ギガ放題、KT-WiMAX 3年ギガ放題+アシスト500の取扱い</p>	<p>ア KT-WiMAX 3年ギガ放題、KT-WiMAX 3年ギガ放題+アシスト500（以下、これらの料金種別をこの欄において「本プラン」と総称します。）は、その適用を開始した日（基本使用料の料金種別の変更により適用を開始したときはその適用を開始した日を含む料金月、イの規定により更新されたものであるときはその更新月とします。）を含む料金月から起算して次表に定める適用月数が経過することとなる料金月（以下この欄において「満了月」といいます。）の末日をもって適用期間が満了します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>適用月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>KT-WiMAX 3年ギガ放題</td> <td>37料金月</td> </tr> <tr> <td>KT-WiMAX 3年ギガ放題 +アシスト500</td> <td>37料金月</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 当社は、本プランについて、満了月が経過した場合は、その満了月の翌料金月（以下この欄において「更新月」といいます。）の初日に同一の料金種別で更新して適用します。</p> <p>ウ KTC契約者は、本プランの適用を受けている料金契約について、契約の解除又は料金種別の変更があった場合は、（ア）に定めるプラン解除料を支払っていただきます。ただし、（イ）に定める適用除外要件のいずれかに該当しているときは、この限りではありません。</p> <p>（ア）プラン解除料</p> <p style="text-align: right;">1 料金契約ごとに</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	適用月数	KT-WiMAX 3年ギガ放題	37料金月	KT-WiMAX 3年ギガ放題 +アシスト500	37料金月	区 分	料金額			
区 分	適用月数											
KT-WiMAX 3年ギガ放題	37料金月											
KT-WiMAX 3年ギガ放題 +アシスト500	37料金月											
区 分	料金額											

		税抜額
	プラン解除料	9,500円
<p>(イ) 適用除外要件</p> <p>①満了月の末日又は更新月に契約の解除があったとき。</p> <p>②更新月又はその翌料金月に料金種別の変更があったとき。</p> <p>③別記6においてプラン解除料の支払いを要さないこととされている料金種別の変更があったとき。</p> <p>エ 当社は、KT-WiMAX 3年ギガ放題+アシスト500契約者に、2（料金額）に規定する基本使用料に下表の加算料を加える取扱い（以下「端末代金の分割支払い」といいます。）を行います。</p>		
1 料金契約ごとに月額		
種 別	加算料	
	税抜額	
KT-WiMAX 3年ギガ放題 +アシスト500	500円	
<p>オ 当社は、エの申込みがあった場合は、次のいずれかに該当するときに除いて、これを承諾します。</p> <p>（ア）そのKTC契約者がKTC通信サービスに係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>（イ）そのKTC契約者が第28条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、KTC通信サービスの利用を停止されたことがあるとき。</p> <p>カ その料金契約において同時に適用されるKTC契約数（その申込日を含む料金月に廃止された数を含みます。）が3件を超えることとなるとき。</p> <p>キ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。</p> <p>ク KTC契約者は、オの承諾を受けた場合は、その承諾した日（加算対象となる料金契約の締結と同時に端末代金の分割支払いを申し込んだ場合は、その提供開始日とします。以下「端末代金の分割支払い開始日」といいます。）を含む料金月から起算してその廃止日を含む料金月までの期間について、エの加算料を支払っていただきます。</p> <p>ケ 加算料については、第34条（基本使用料の日割り）の規定にかかわらず、日割りを行いません。</p> <p>コ 端末代金の分割支払い適用は、その端末代金の分割支払い開始日を含む料金月から起算して30料金月が経過することとなる料金月の末日をもって自動的に終了するものとします。</p> <p>サ KTC契約者は、（ア）の発生事由のいずれかに該当した場合は、（イ）の端末代金残余额の支払いを要します。</p> <p>（ア）発生事由</p> <p>①KT-WiMAX 3年ギガ放題+アシスト500の料金契約の解除があったとき。</p> <p>②KTC契約者からの申出により端末代金の分割支払い適用を廃止したとき。</p> <p>（イ）端末代金残余额</p>		
1 料金契約ごとに		
区 分	料金額	
	税抜額	

	KT-WiMAX 3年ギガ放題 +アシスト500	500円に残余月数を乗じて得た額 備考 残余月数は、30から継続月数（その端末代金の分割支払い開始日から起算して（ア）の発生事由に該当した日までの期間を含む料金月の数）を減じて得た数とします。																											
(6) プラン解除料に関する特約の適用	<p>ア プラン解除料に関する特約（以下「プラン特約」といいます。）とは、KTC契約者の選択により、（2）の規定にかかわらず、次に定めるプラン解除料を適用することをいいます。</p> <p>(1) KT-WiMAX FLAT ツープラス（2年）、KT-WiMAX FLAT ツープラス（auスマホ2年）、KT-WiMAX FLAT ツープラス（2年）ギガ放題、KT-WiMAX FLAT ツープラス（auスマホ2年）ギガ放題に係るもの</p> <p style="text-align: right;">1 料金契約ごとに</p> <table border="1" data-bbox="619 719 1378 1037"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区 分</th> <th>料金額</th> </tr> <tr> <th>税抜額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">プラン解除料</td> <td>1年目</td> <td>19,000円</td> </tr> <tr> <td>2年目</td> <td>14,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 プラン特約の適用を開始した日を含む料金月（基本使用料の料金種別の変更と同時に適用を開始したときはその適用を開始した日を含む料金月とします。）から起算して13料金月経過ごとに1年として取り扱います。</p> <p>(2) KT-WiMAX FLAT ツープラス（3年）、KT-WiMAX FLAT ツープラス（3年）ギガ放題に係るもの</p> <p style="text-align: right;">1 料金契約ごとに</p> <table border="1" data-bbox="619 1189 1378 1547"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区 分</th> <th>料金額</th> </tr> <tr> <th>税抜額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">プラン解除料</td> <td>1年目</td> <td>19,000円</td> </tr> <tr> <td>2年目</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td>3年目</td> <td>9,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 プラン特約の適用を開始した日を含む料金月（基本使用料の料金種別の変更と同時に適用を開始したときはその適用を開始した日を含む料金月とします。）から起算して13料金月経過ごとに1年として取り扱います。</p> <p>イ プラン特約は、初回の満了月が経過した時点でその適用を廃止するものとします。</p> <p>ウ 当社は、プラン特約の適用の開始又は廃止があった場合は、この約款において特段の定めがない限り、基本使用料の料金種別の変更があったものとみなして取り扱います。</p> <p>(3) KT-WiMAX FLAT ツープラス（auスマホ割4年）に係るもの</p> <p style="text-align: right;">1 料金契約ごとに</p> <table border="1" data-bbox="619 1883 1378 2002"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区 分</th> <th>料金額</th> </tr> <tr> <th>税抜額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン解除料</td> <td>1年目</td> <td>19,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区 分		料金額	税抜額	プラン解除料	1年目	19,000円	2年目	14,000円	区 分		料金額	税抜額	プラン解除料	1年目	19,000円	2年目	14,000円	3年目	9,500円	区 分		料金額	税抜額	プラン解除料	1年目	19,000円
区 分		料金額																											
		税抜額																											
プラン解除料	1年目	19,000円																											
	2年目	14,000円																											
区 分		料金額																											
		税抜額																											
プラン解除料	1年目	19,000円																											
	2年目	14,000円																											
	3年目	9,500円																											
区 分		料金額																											
		税抜額																											
プラン解除料	1年目	19,000円																											

	<table border="1" data-bbox="619 192 1378 322"> <tr> <td>2年目</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td>3年目</td> <td>9,500円</td> </tr> <tr> <td>4年目</td> <td>9,500円</td> </tr> </table> <p data-bbox="628 322 1369 474">備考 プラン特約の適用を開始した日を含む料金月（基本使用料の料金種別の変更と同時に適用を開始したときはその適用を開始した日を含む料金月とします。）から起算して13料金月経過ごとに1年として取り扱います。</p> <p data-bbox="574 474 1407 546">イ プラン特約は、初回の満了月が経過した時点でその適用を廃止するものとします。</p> <p data-bbox="574 546 1407 658">ウ 当社は、プラン特約の適用の開始又は廃止があった場合は、この約款において特段の定めがない限り、基本使用料の料金種別の変更があったものとみなして取り扱います。</p>	2年目	14,000円	3年目	9,500円	4年目	9,500円
2年目	14,000円						
3年目	9,500円						
4年目	9,500円						
(7) auスマートバリューmineの取扱い	<p data-bbox="574 658 1407 1070">ア 当社は、KTC契約者がKT-WiMAX FLAT ツープラス（auスマホ2年）、KT-WiMAX FLAT ツープラス（auスマホ割4年）（以下、これらの料金種別をこの欄において「本プラン」と総称します。）の適用を受ける契約者回線を指定して提携事業者へauスマートバリューmineの適用の申込みをし、その承諾を受けた場合は、その承諾日の翌日（その日においてその契約者回線が本プランの適用を受けていないときは、その適用が開始された日とします。）以降、その契約者回線について、ハイスピードモードにおけるWiMAX2+通信に係る情報量を、第31条の2（通信利用の制限）第1項第3号に定める総情報量の集計から除外します。</p> <p data-bbox="574 1070 1407 1294">ただし、KT-WiMAX FLAT ツープラス（auスマホ2年）の適用を受けている契約者回線については、平成27年2月19日以前の申込みによりその料金種別の適用が開始されたものであって、その契約者回線に係るauスマートバリューmineの適用を受けている提携事業者の電気通信サービスにおいて、次のいずれかの料金が適用されているものに限り、次のとおりです。</p> <p data-bbox="574 1294 1407 1406">(ア) 提携事業者のau(WiN)通信サービス契約約款に定める特定パケット通信定額制、プランF(IS)又はプランF(IS)シンプル</p> <p data-bbox="574 1406 1407 1478">(イ) 提携事業者のau(LTE)通信サービス契約約款に定める特定データ通信定額制</p> <p data-bbox="574 1478 1407 1590">イ 当社は、アに定めるauスマートバリューmineの適用が廃止された場合は、翌料金月以降、その契約者回線に係るアの措置を取り止めるものとします。</p> <p data-bbox="574 1590 1407 1704">ウ KTC契約者は、ア及びイに定める措置を実施するため、そのauスマートバリューmineの適用の開始又は廃止があった事実を提携事業者が当社へ通知することにあらかじめ同意するものとします。</p>						
(8) KT-WiMAXまとめてプラン適用の選択	<p data-bbox="574 1704 1407 1816">ア 当社は、KTC契約者の選択により、2（料金額）に規定する基本使用料に下表の加算料を加える取扱い（以下「KT-WiMAXまとめてプラン適用」といいます。）を行います。</p> <p data-bbox="654 1816 1305 1852">KT-WiMAXまとめてプラン適用1件ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="574 1852 1378 2011"> <thead> <tr> <th data-bbox="584 1852 884 1935">種別</th> <th data-bbox="884 1852 1378 1935">加算料 税抜額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="584 1935 884 2011">KT-WiMAXまとめてプラン800(T8)</td> <td data-bbox="884 1935 1378 2011">741円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	加算料 税抜額	KT-WiMAXまとめてプラン800(T8)	741円		
種別	加算料 税抜額						
KT-WiMAXまとめてプラン800(T8)	741円						

KT-WiMAX まとめてプラン1040 (T8)	963円
KT-WiMAX まとめてプラン1670 (T8)	1,547円

イ 当社は、アの申込みがあった場合は、次のいずれかに該当するときに除いて、これを承諾します。

(ア) そのKTC契約者がKTC通信サービスに係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(イ) そのKTC契約者が第28条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当し、KTC通信サービスの利用を停止されたことがあるとき。

ウ その料金契約において同時に適用されるKT-WiMAXまとめてプラン適用の数(その申込日を含む料金月に廃止された数を含みます。)が2件を超えることとなるとき。

エ その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

オ KTC契約者は、エの承諾を受けた場合は、その承諾した日(加算対象となる料金契約の締結と同時にKT-WiMAXまとめてプラン適用を申し込んだ場合は、その提供開始日とします。以下「KT-WiMAXまとめてプラン開始日」といいます。)を含む料金月から起算してその廃止日を含む料金月までの期間について、アの加算料を支払っていただきます。

カ 加算料については、第34条(基本使用料の日割り)の規定にかかわらず、日割りを行いません。

キ KTC契約者は、KT-WiMAXまとめてプラン適用の種別を変更することができません。

ク KT-WiMAXまとめてプラン適用は、そのKT-WiMAXまとめてプラン開始日を含む料金月から起算して24料金月が経過することとなる料金月の末日をもって自動的に終了するものとします。

ケ KTC契約者は、(ア)の発生事由のいずれかに該当した場合は、(イ)のKT-WiMAXまとめてプラン解除料の支払いを要します。

(ア) 発生事由

①KT-WiMAXまとめてプラン適用を行っている料金契約の解除があったとき。

②KTC契約者からの申出によりKT-WiMAXまとめてプラン適用を廃止したとき。

(イ) KT-WiMAXまとめてプラン解除料

KT-WiMAXまとめてプラン適用1件ごとに

区分	料金額
KT-WiMAX まとめてプラン800 (T8)	741円に残余月数を乗じて得た額
KT-WiMAX まとめてプラン1040 (T8)	963円に残余月数を乗じて得た額
KT-WiMAX まとめてプラン1670 (T8)	1,547円に残余月数を乗じて得た額

備考 残余月数は、24から継続月数(そのKT-WiMAXまとめてプラン開始日から起算して(ア)の発生事由に該当した日までの期間を含む料金月の数)を減じて得た数とします。

<p>(9) 基本使用料の料金種別による総量規制の緩和等</p>	<p>ア KT-WiMAX FLAT ツープラス (2年)ギガ放題、KT-WiMAX FLAT ツープラス(ausmahoh2年)ギガ放題、KT-WiMAX FLAT ツープラス(3年)ギガ放題、KT-WiMAX 3年ギガ放題、KT-WiMAX 3年ギガ放題+アシスト500 (以下、これらの料金種別をこの欄において「本プラン」と総称します。)の適用を受けている契約者回線については、ハイスピードモードにおけるWiMAX 2+通信に係る情報量を、第31条の2 (通信利用の制限) 第1項第3号に定める総情報量の集計から除外します。</p> <p>イ 本プランの適用を受けている契約者回線については、WiMAX 2+基地局設備の混雑状況によりWiMAX 2+通信の伝送速度を制限する場合があります。</p>														
<p>(10) 削除</p>															
<p>(11) おトク割の適用</p>	<p>ア おトク割 (以下この欄において「本割引」といいます。)とは、当社が指定する無線機器 (以下この欄において「対象機器」といいます。)の購入と同時に (ア)に定める基本使用料の料金種別 (以下この欄及び(12)において「対象種別」といいます。)を選択して締結された料金契約について、それぞれ同表に定める割引期間において、その基本使用料から (イ)に定める額を上限として基本使用料の割引を行うことをいいます。</p> <p>(ア) 割引期間</p> <table border="1" data-bbox="580 976 1402 1800"> <thead> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th> <th>割引期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>KT-WiMAX FLAT ツープラス (2年)、KT-WiMAX FLAT ツープラス(ausmahoh2年)、KT-WiMAX FLAT ツープラス (2年)ギガ放題、KT-WiMAX FLAT ツープラス(ausmahoh2年)ギガ放題 (以下この欄においてこれらを総称して「対象種別A」といいます。)</td> <td>提供開始日を含む料金月から起算して25料金月間</td> </tr> <tr> <td>KT-WiMAX FLAT ツープラス (3年)、KT-WiMAX FLAT ツープラス (3年)ギガ放題 (以下この欄においてこれらを総称して「対象種別B」といいます。)</td> <td>提供開始日を含む料金月から起算して37料金月間</td> </tr> <tr> <td>KT-WiMAX FLAT ツープラス(ausmahoh割4年) (以下この欄においてこれらを総称して「対象種別C」といいます。)</td> <td>提供開始日を含む料金月から起算して49料金月間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 割引額</p> <table border="1" data-bbox="580 1845 1402 1955"> <thead> <tr> <th colspan="2">1料金契約ごとに月額</th> </tr> <tr> <th>区 分</th> <th>料金額 (税抜)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割引額</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 当社は、各料金月において、基本使用料の支払いを要する日数がその料金月に含まれる日数に満たない場合は、その支払いを要する</p>	基本使用料の料金種別	割引期間	KT-WiMAX FLAT ツープラス (2年)、KT-WiMAX FLAT ツープラス(ausmahoh2年)、KT-WiMAX FLAT ツープラス (2年)ギガ放題、KT-WiMAX FLAT ツープラス(ausmahoh2年)ギガ放題 (以下この欄においてこれらを総称して「対象種別A」といいます。)	提供開始日を含む料金月から起算して25料金月間	KT-WiMAX FLAT ツープラス (3年)、KT-WiMAX FLAT ツープラス (3年)ギガ放題 (以下この欄においてこれらを総称して「対象種別B」といいます。)	提供開始日を含む料金月から起算して37料金月間	KT-WiMAX FLAT ツープラス(ausmahoh割4年) (以下この欄においてこれらを総称して「対象種別C」といいます。)	提供開始日を含む料金月から起算して49料金月間	1料金契約ごとに月額		区 分	料金額 (税抜)	割引額	500円
基本使用料の料金種別	割引期間														
KT-WiMAX FLAT ツープラス (2年)、KT-WiMAX FLAT ツープラス(ausmahoh2年)、KT-WiMAX FLAT ツープラス (2年)ギガ放題、KT-WiMAX FLAT ツープラス(ausmahoh2年)ギガ放題 (以下この欄においてこれらを総称して「対象種別A」といいます。)	提供開始日を含む料金月から起算して25料金月間														
KT-WiMAX FLAT ツープラス (3年)、KT-WiMAX FLAT ツープラス (3年)ギガ放題 (以下この欄においてこれらを総称して「対象種別B」といいます。)	提供開始日を含む料金月から起算して37料金月間														
KT-WiMAX FLAT ツープラス(ausmahoh割4年) (以下この欄においてこれらを総称して「対象種別C」といいます。)	提供開始日を含む料金月から起算して49料金月間														
1料金契約ごとに月額															
区 分	料金額 (税抜)														
割引額	500円														

	<p>日数に応じて、アの割引額を日割りします。</p> <p>ウ 本割引の適用を受けている料金契約について、対象種別 A、対象種別 B 又は対象種別 C の間の料金種別の変更があった場合は、アの規定にかかわらず、下表に定める割引期間において本割引を適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>割引期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象種別 A に変更した場合</td> <td>対象種別 A の適用を開始した日を含む料金月から起算して 24 料金月間</td> </tr> <tr> <td>対象種別 B に変更した場合</td> <td>対象種別 B の適用を開始した日を含む料金月から起算して 36 料金月間</td> </tr> <tr> <td>対象種別 C に変更した場合</td> <td>対象種別 B の適用を開始した日を含む料金月から起算して 48 料金月間</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 本割引の適用を受けている料金契約について、契約の解除又は対象種別以外の料金種別への変更があった場合は、それぞれ下表に定める割引終了月をもって本割引の適用を終了します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>割引終了月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金契約の解除があった場合</td> <td>その解除があった日を含む料金月</td> </tr> <tr> <td>対象種別以外の料金種別への変更があった場合</td> <td>その変更があった日を含む料金月の前料金月</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	割引期間	対象種別 A に変更した場合	対象種別 A の適用を開始した日を含む料金月から起算して 24 料金月間	対象種別 B に変更した場合	対象種別 B の適用を開始した日を含む料金月から起算して 36 料金月間	対象種別 C に変更した場合	対象種別 B の適用を開始した日を含む料金月から起算して 48 料金月間	区 分	割引終了月	料金契約の解除があった場合	その解除があった日を含む料金月	対象種別以外の料金種別への変更があった場合	その変更があった日を含む料金月の前料金月
区 分	割引期間														
対象種別 A に変更した場合	対象種別 A の適用を開始した日を含む料金月から起算して 24 料金月間														
対象種別 B に変更した場合	対象種別 B の適用を開始した日を含む料金月から起算して 36 料金月間														
対象種別 C に変更した場合	対象種別 B の適用を開始した日を含む料金月から起算して 48 料金月間														
区 分	割引終了月														
料金契約の解除があった場合	その解除があった日を含む料金月														
対象種別以外の料金種別への変更があった場合	その変更があった日を含む料金月の前料金月														
(12) 長期利用割引の適用	<p>ア 長期利用割引（以下この欄において「本割引」といいます。）とは、おトク割の適用を受けていた契約者回線について、その割引期間が満了した料金月の翌料金月以降、対象種別の適用を受けている場合に、その基本使用料から下表に定める額を上限として基本使用料の割引を行なうことをいいます。</p> <p style="text-align: right;">1 料金契約ごとに月額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>料金額（税抜）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割引額</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 本割引の適用を受けている料金契約について、契約の解除又は対象種別以外の料金種別への変更があった場合は、それぞれ下表に定める割引終了月をもって本割引の適用を終了します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>割引終了月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>料金契約の解除があった場合</td> <td>その解除があった日を含む料金月</td> </tr> <tr> <td>対象種別以外の料金種別への変更があった場合</td> <td>その変更があった日を含む料金月の前料金月</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	料金額（税抜）	割引額	500円	区 分	割引終了月	料金契約の解除があった場合	その解除があった日を含む料金月	対象種別以外の料金種別への変更があった場合	その変更があった日を含む料金月の前料金月				
区 分	料金額（税抜）														
割引額	500円														
区 分	割引終了月														
料金契約の解除があった場合	その解除があった日を含む料金月														
対象種別以外の料金種別への変更があった場合	その変更があった日を含む料金月の前料金月														

2 料金額

1 料金契約ごとに月額

区 分	料金額
	税抜額
KT-WiMAX 3年ギガ放題	3,880円
KT-WiMAX 3年ギガ放題+アシスト500	3,880円
KT-WiMAX FLAT ツープラス (2年)	4,196円
KT-WiMAX FLAT ツープラス (3年)	4,196円

KT-WiMAX FLAT ツープラス (a uスマホ2年)	4,196円
KT-WiMAX FLAT ツープラス (a uスマホ4年)	4,196円
KT-WiMAX FLAT ツープラス (2年) ギガ放題	4,880円
KT-WiMAX FLAT ツープラス (期間条件なし)	5,196円
KT-WiMAX FLAT ツープラス (3年) ギガ放題	4,880円
KT-WiMAX FLAT ツープラス (a uスマホ2年) ギガ放題	4,880円
KT-WiMAX FLAT ツープラス (期間条件なし) ギガ放題	5,880円

第2 削除

第3 LTEオプション料

1 適用

LTEオプション料の適用については、第34条の3(LTEオプション料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

LTEオプション料の適用	
(1) 適用除外	<p>ア KTC契約者は、KT-WiMAX FLAT ツープラス(3年)又はKT-WiMAX FLAT ツープラス(3年)ギガ放題、KT-WiMAX FLAT ツープラス(a uスマホ割4年)、KT-WiMAX 3年ギガ放題、KT-WiMAX 3年ギガ放題+アシスト500の適用を受けている契約者回線については、その適用期間(基本使用料の料金種別の変更により適用を開始した場合は、その適用を開始した料金月の前料金月を含みます。)におけるLTEオプション料の支払いを要しません。</p> <p>イ アの規定によるほか、KTC契約者は、a uスマートバリューmineの適用に係る承諾を受けた日(その承諾日においてa uスマートバリューmineの承諾要件となる提携事業者又は当社の電気通信サービスの提供を受けていなかった場合であって、KTC契約者がその要件を満たすための契約変更の手続きを行ったことにより提供事業者が承諾したものであるときは、その要件を満たした日とします。)を含む料金月からその適用が廃止された日を含む料金月までの間、その申込みの際に指定した契約者回線に係るLTEオプション料の支払いを要しません。</p>

2 料金額

1 料金契約ごとに月額

区 分	料金額
	税抜額
LTEオプション料	1,005円

第4 ユニバーサルサービス料

1 料金契約ごとに月額

区 分	料金額
	税抜額
ユニバーサルサービス料	2円

第5 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金の適用については、第35条（手続きに関する料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

手続きに関する料金の適用				
(1) 手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録料</td> <td>料金契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	登録料
区 分	内 容			
登録料	料金契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金			

2 料金額

区 分	単 位	料金額
		税抜額
事務手数料	1 料金契約ごとに	3,000円

第6 グローバルIPアドレスオプション利用料

1 料金契約ごとに月額

区 分	料金額
	税抜額
グローバルIPアドレスオプション利用料	96円

第7 削除

第8 督促手数料

1 督促通知ごとに

区 分	料金額
	税抜額
督促手数料	300円

第2表 工事費

区 分	料金額
工事費	別に算定する実費

別表 オプション機能

種 類	提 供 条 件
1 公衆無線LANオプション(KT Wi-Fiプレミアム)	<p>1 Wi-Fi提供事業者が公衆無線LANサービス契約約款に基づき提供する「WiMAX2+Wi-Fiサービス」を利用することができるようにする機能をいいます。</p> <p>備考</p> <p>(1) 当社は、本機能の申し込みを受けたときは、同時にWi-Fi提供事業者への「WiMAX2+Wi-Fiサービス」に係る利用契約の申し込みがあったものとみなして取り扱います。</p> <p>(2) 当社は、(1)の場合において、Wi-Fi提供事業者がその申し込みを承諾しなかったときは、本機能の申し込みを承諾しません。</p> <p>(3) 当社は、本機能の提供を開始した後、「WiMAX2+Wi-Fiサービス」に係る利用契約が終了したときは、本機能の提供を終了します。</p> <p>(4) KTC契約者は、Wi-Fi提供事業者が当社へ(2)及び(3)の業務の遂行に必要な情報を通知することにあらかじめ同意していただきます。</p> <p>(5) 当社は、本機能の利用の請求を承諾したときは、KTC契約者にWi-Fi認証ID(「WiMAX2+Wi-Fiサービス」を利用するKTC契約者を識別するための英字、数字及び記号の組み合わせをいいます。以下同じとします。)を付与します。</p> <p>(6) KTC契約者は自らの責任において、Wi-Fiパスワード(Wi-Fi認証IDと組み合わせてそのKTC契約者を認証するための英字、数字及び記号の組み合わせをいいます。以下同じとします。)を設定して頂きます。</p> <p>(7) KTC契約者は、Wi-Fi認証ID及びWi-Fiパスワードについて、善良な管理者の注意をもって管理するものとし、その不正使用が想定される事態を認識したときは、そのことを速やかにKTC通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に届け出ていただきます。</p> <p>(8) 当社はWi-Fi認証ID及びWi-Fiパスワードの漏えいが想定される事態を発見したときは、事前の通知なく、本機能の利用を停止できるものとします。</p> <p>(9) KTC契約者は、「WiMAX2+Wi-Fiサービス」の利用に際して、KTC契約者がWi-Fi認証ID及びWi-Fiパスワードの有効性について、Wi-Fi提供事業者から当社へ確認を求められた場合に、当社がその結果をWi-Fi提供事業者へ通知することにあらかじめ同意していただきます。</p> <p>(10) 当社は、本機能の提供及び(9)の通知に関連して生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。</p> <p>(11) 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>
2 グローバルIPアドレスオプション	<p>KTC契約者が指定した無線機器に専らグローバルIPアドレスを割り当てる機能をいいます。</p> <p>備</p> <p>(1) KTC契約者は、当社が別に定める接続先(以下「特定</p>

	考	APN」といいます。)を介して通信を行うことにより本機能を利用することができます。 (2) 本機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
--	---	---

別記

1 無線機器が適合すべき技術基準等

区 分	技術基準等
技術基準	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）
技術的条件	—

2 新聞社等の基準

区 分	基 準
(1) 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 ア 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 イ 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
(2) 放送事業者等	放送法（昭和25年法律第132号）第2条に定める放送事業者及び有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条に定める有線テレビジョン放送施設者であつて自主放送を行う者
(3) 通信社	新聞社又は放送事業者等にニュース（（1）欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者等が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

3 インターネット接続サービスの利用における禁止行為

- (1) 当社若しくは他人の電気通信設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
- (2) 他人に無断で広告、宣伝若しくは勧誘の文書等を送信又は記載する行為
- (3) 他人が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある文書等を送信、記載若しくは掲載する行為
- (4) 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
- (5) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (6) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (7) 他人を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (8) 猥褻、児童虐待若しくは児童ポルノ等児童及び青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字又は文書等を送信、記載又は掲載する行為
- (9) 無限連鎖講（ネズミ講）若しくは連鎖販売取引（マルチ商法）等を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (10) インターネット接続サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (11) 有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- (12) 売春、暴力、残虐等公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- (13) 他人を欺き錯誤等に陥れ、他人のID、パスワード又はその他の情報等を取得する行為又は取得する恐れのある行為
- (14) 犯罪行為又はそれを誘発若しくは扇動する行為
- (15) その他法令に違反する行為
- (16) (1) から (15) までの規定のいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

4 KTC契約者の支払状況等の情報を通知する電気通信事業者

電気通信事業者
株式会社ウィルコム、株式会社エディオンコミュニケーションズ、株式会社NTTドコモ、沖縄セルラー電話株式会社、UQモバイル沖縄株式会社、株式会社ケイ・オプティコム、KDDI株式会社、株式会社サジェスタム、ソフトバンクモバイル株式会社、トーンモバイル株式会社、日本通信株式会社、ニフティ株式会社、株式会社ノジマ、東日本旅客鉄道株式会社、楽天株式会社、プラスワン・マーケティング株式会社、株式会社ヤマダ電機、汐留モバイル株式会

社、株式会社ラネット、ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社、ビックローブ株式会社、株式会社アクセル、株式会社TOKAIコミュニケーションズ、SORAシム株式会社、株式会社リンクライフ、株式会社ドリーム・トレイン・インターネット、株式会社MEモバイル、株式会社メディエーター、株式会社ジュピターテレコム、UQコミュニケーションズ株式会社

5 KTC契約者が指定できる支払方法

会員契約の名義	KTC契約者が指定できる支払方法
個人	当社が指定するクレジットカード決済
法人	当社が指定するクレジットカード決済

6 削除

7 当社が別に定める日までに申し込まれた無線機器に係る料金契約のうち、当社が指定する無線機器（以下「対象機器」といいます。）の購入と同時に（１）に定める基本使用料の料金種別（以下「対象種別」といいます。）を選択して締結された契約については、それぞれ同表に定める割引期間において、その基本使用料から（２）の料金額を控除する取扱い（以下「おトク割」といいます。）を行います。

ただし、基本使用料の日割りが発生する料金月については、その日数に応じて（２）の控除額を日割りして適用します。

（１）割引期間

基本使用料の料金種別	割引期間
KT-WiMAX FLAT ツープラス（２年）、KT-WiMAX FLAT ツープラス（auスマホ２年）、KT-WiMAX FLAT ツープラス（２年）ギガ放題、KT-WiMAX FLAT ツープラス（auスマホ２年）ギガ放題（以下、これらを総称して「対象種別A」といいます。）	提供開始日を含む料金月から起算して25料金月間
KT-WiMAX FLAT ツープラス（３年）、KT-WiMAX FLAT ツープラス（３年）ギガ放題（以下、これらを総称して「対象種別B」といいます。）	提供開始日を含む料金月から起算して37料金月間
KT-WiMAX FLAT ツープラス（auスマホ４年）（以下、これらを総称して「対象種別C」といいます。）	提供開始日を含む料金月から起算して49料金月間

（２）控除額

区 分	料金額（税抜）
控除額	1料金契約ごとに月額500円

8 おトク割の適用を受けている料金契約について、対象種別Aと対象種別Bとの間の料金種別の変更があった場合は、前項の規定にかかわらず、下表の割引期間においておトク割を適用します。

区 分	割引期間
対象種別Aへ変更した場合	対象種別Aの適用を開始した日を含む料金月から起算して24料金月間
対象種別Bへ変更した場合	対象種別Bの適用を開始した日を含む料金月から起算して36料金月間
対象種別Cへ変更した場合	対象種別Bの適用を開始した日を含む料金月から起算して48料金月間

9 おトク割の適用を受けている料金契約について、対象種別以外の料金種別への変更又は契約の解除があった場合は、その料金種別の変更があった日を含む料金月の前料金月又は契約の解除があった日を含む料金月をもっておトク割の適用を終了します。

(長期利用割引の適用)

10 おトク割の適用を受けている契約者回線について、その割引期間が満了した料金月の翌料金月以降、同附則に規定する対象種別の適用を受けている場合は、その基本使用料から下表の料金額を控除する取扱い(以下この附則において「長期利用割引」といいます。)を行います。

ただし、基本使用料の日割りが発生する料金月については、その日数に応じて下表の控除額を日割りして適用します。

区 分	料金額 (税抜)
控除額	1 料金契約ごとに月額500円

11 長期利用割引の適用を受けている料金契約について、前項の対象種別以外の料金種別への変更又は契約の解除があった場合は、その料金種別の変更があった日を含む料金月の前料金月又は契約の解除があった日を含む料金月をもって長期利用割引の適用を終了します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

12 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

13 【端末返還特約】

当社の約款に定める料金契約(既に締結されている料金契約の一部の変更を内容とする契約を含みます。以下「KTC通信サービス契約」といいます。)の申込みと同時に当社へ端末機器その他の物品(当社が本特約を適用しない旨の別段の意思表示を行ったものを除きます。以下「対象物品」といいます。)の購入に係る契約(無償で対象物品の提供を受ける契約を含みます。以下「端末売買契約」といいます。)の申込みを行う者(以下「お客様」といいます。)は、あらかじめ下記の条項に同意していただきます。なお、端末売買契約に関して、本特約に定めのない事項については、当社がウェブページ等で別途提示する条件が適用されるものとします。

(端末売買契約の解除)

第1条 当社はお客様が初期契約解除制度(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第26条の3第1項に規定されている契約の解除に関する制度をいいます。)に基づきKTC通信サービス契約を解除した場合は、当該契約に付随して締結した端末売買契約を同時に解除するものとします。

(対象物品の返還等)

第2条 お客様は、前条の規定により端末売買契約が解除された場合は、当該端末売買契約に基づき当社が引き渡した対象物品(本体、ケーブル、個装箱、取扱説明書、保証書およびその他全ての付属品。MicroICカードやNanoICカード等を含みます。以下同じとします。)を原状に復した上で、当社が指定する期日(以下「返還期日」といいます。)までに、当社が指定する場所へ返還していただきます。この場合、その返還に要する費用は、お客様が負担するものとします。

2 当社は、前項の返還に際して、お客様が対象物品以外の私物等を同梱した場合であって、当該私物等が当社に到着して90日間が経過したときは、お客様が当該私物等の所有権を放棄したものとみなし、当該私物等を任意に処分できるものとします。

3 当社は、対象物品についてお客様から支払われた代金がある場合は、お客様から全ての対象物品が返還されたことを当社が確認した後、お客様が指定する金融機関口座への振込みにより返金します。この場合、その振込みに要する費用は、当社が負担するものとします。

4 当社は、次条の規定に基づきお客様に機器損害金の支払義務が生じた場合は、当該債務とお客様への返金額の支払債務とを対当額にて相殺するものとします。

(機器損害金の支払義務)

第3条 当社は、返還期日を経過してもなお対象物品が返還されない場合又は返還された対象物品に破損、汚損若しくは水濡れその他の不具合が確認された場合は、お客様に対し、下表に定める機器損害金を請求することができるものとします。この場合、お客様は、当社が指定する期日（以下「支払期日」といいます。）までに、当社指定の金融機関口座へ当該請求額を支払っていただきます。この場合、その振込みに要する費用は、お客様が負担するものとします。

対象物品の種類		機器損害金（税抜）
(1) 当社のKTC 通信サービス契約 約款に定める無線 機器	ア URoad - S t i c k	19,000円
	イ ア以外のもの	20,000円
(2) (1)以外のもの		端末売買契約における当該対象物品の売買代金と同額

2 前項の規定によりお客様が機器損害金を支払った場合は、当該対象物品の所有権はお客様に移転します。

（延滞利息）

第4条 お客様は、機器損害金について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに当社へ支払っていただきます。

（合意管轄裁判所）

第5条 本特約に関する訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則（平成 25 年 4 月 1 日）

（実施時期）

1 この約款は、平成 25 年 4 月 1 日から実施します。

制定日：平成 25 年 4 月 1 日

附 則（平成 25 年 5 月 1 日）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 25 年 5 月 1 日から実施します。

附 則（平成 25 年 8 月 1 日）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 25 年 8 月 1 日から実施します。

附 則（平成 25 年 10 月 31 日）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 25 年 10 月 31 日から実施します。

附 則（平成 27 年 3 月 1 日）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 27 年 3 月 1 日から実施します。

（WiMAX2+総量規制の緩和に関する経過措置）

2 2015年2月19日までに申し込まれた通常料金契約に基づき開通したWiMAX2+サービスに係る契約者回線については、その提供開始日を含む料金月の翌料金月から起算して24料金月が経過するまでの間、ハイスピードモードにおけるWiMAX2+通信に係る情報量を、第31条の2（通信利用の制限）の（3）に定める「WiMAX2+総量規制」の集計から除外します。

附 則（平成 28 年 7 月 1 日）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 28 年 7 月 1 日から実施します。

附 則（平成 28 年 11 月 1 日）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 28 年 11 月 1 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（平成 29 年 6 月 1 日）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 29 年 6 月 1 日から実施します。

2 3年プランに関する内容を追加。

附 則（平成 30 年 9 月 1 日）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 30 年 10 月 1 日から実施します。

附 則（令和 1 年 10 月 1 日）

（実施時期）

1 この改正規定は、令和 1 年 10 月 1 日から実施します。

(契約の移行に係る優遇措置)

- 2 K T C契約者は、この改正規定実施の日から令和2年3月31日までの間に、第16条の2(利用可能なK T C通信サービスの種類)の規定によりシングルサービスからツープラスサービスへの種類の変更を行ったときは、料金表の規定にかかわらずその手続きにより通常発生するシングルサービスに係る解除料金及び事務手数料の支払いを要しません。
- 3 前項の場合において、その変更日を含む料金月の翌月から起算して36料金月が経過するまでの間、1通常料金契約ごとに、その基本使用料3,880円から684円を控除します。36料金月経過後は基本使用料3,880円となります。
- 4 この改訂規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の責務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和2年4月1日)

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和2年4月1日から実施します。
- (料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の責務については、なお従前のとおりとします。

【お問い合わせ連絡先】

KT-WiMAX コールセンター

- 一般電話・携帯電話から 0120-980-886 (携帯電話・PHSからもご利用できます)
- 受付時間: 10:00~20:00(メンテナンス日を除き年中無休)
- FAX:03-5657-6731
- ホームページからもお問い合わせいただけます。アドレス <http://www.kt-wimax.com/>

【KTC 通信サービスを提供する会社】

株式会社ケーティーコミュニケーションズ

別紙 基本使用料の料金種別の変更に係る取扱い

区分		KT-WiMAX FLAT ツープラス(期間条件なし)	KT-WiMAX FLAT ツープラス(期間条件なし)ギガ放題	変更後								
				KT-WiMAX FLAT ツープラス(2年)		KT-WiMAX FLAT ツープラス(ausスマホ2年)		KT-WiMAX FLAT ツープラス(ausスマホ割4年)		KT-WiMAX FLAT ツープラス(2年)ギガ放題		
				通常	特約	通常	特約	通常	特約	通常	特約	
変更前	KT-WiMAX FLAT ツープラス(期間条件なし)	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
	KT-WiMAX FLAT ツープラス(期間条件なし)ギガ放題	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
	KT-WiMAX FLAT ツープラス(2年)	通常	x	x	●	○	●	●	○	●	○	●
		特約	x	x	▲	○	▲	○	▲	○	▲	○
	KT-WiMAX FLAT ツープラス(ausスマホ2年)	通常	x	x	○	●	○	●	○	●	○	●
		特約	x	x	▲	○	▲	○	▲	○	▲	○
	KT-WiMAX FLAT ツープラス(ausスマホ割4年)	通常	x	x	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
		特約	x	x	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	KT-WiMAX FLAT ツープラス(2年)ギガ放題	通常	x	x	○	●	○	●	○	●	○	●
		特約	x	x	▲	○	▲	○	▲	○	▲	○
	KT-WiMAX FLAT ツープラス(ausスマホ2年)ギガ放題	通常	x	x	○	●	○	●	○	●	○	●
		特約	x	x	▲	○	▲	○	▲	○	▲	○
	KT-WiMAX FLAT ツープラス(3年)	通常	x	x	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
		特約	x	x	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	KT-WiMAX FLAT ツープラス(3年)ギガ放題	通常	x	x	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
特約		x	x	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
KT-WiMAX 3年ギガ放題	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x		
KT-WiMAX 3年ギガ放題+アシスト500	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x		

区分		変更後								
		KT-WiMAX FLAT ツープラス(ausスマホ2年)ギガ放題		KT-WiMAX FLAT ツープラス(3年)		KT-WiMAX FLAT ツープラス(3年)ギガ放題		KT-WiMAX 3年ギガ放題	KT-WiMAX 3年ギガ放題+アシスト500	
		通常	特約	通常	特約	通常	特約			
変更前	KT-WiMAX FLAT ツープラス(期間条件なし)	x	x	x	x	x	x	x	x	
	KT-WiMAX FLAT ツープラス(期間条件なし)ギガ放題	x	x	x	x	x	x	x	x	
	KT-WiMAX FLAT ツープラス(2年)	通常	○	●	●	●	●	●	x	x
		特約	▲	○	▲	●	▲	●	x	x
	KT-WiMAX FLAT ツープラス(ausスマホ2年)	通常	○	●	●	●	●	●	x	x
		特約	▲	○	▲	●	▲	●	x	x
	KT-WiMAX FLAT ツープラス(ausスマホ割4年)	通常	▲	▲	▲	▲	▲	▲	x	x
		特約	▲	▲	▲	▲	▲	▲	x	x
	KT-WiMAX FLAT ツープラス(2年)ギガ放題	通常	○	●	●	●	●	●	x	x
		特約	▲	○	▲	●	▲	●	x	x
	KT-WiMAX FLAT ツープラス(ausスマホ2年)ギガ放題	通常	▲	●	●	●	●	●	x	x
		特約	▲	○	▲	●	▲	●	x	x
	KT-WiMAX FLAT ツープラス(3年)	通常	▲	▲	▲	●	○	●	x	x
		特約	▲	▲	▲	▲	▲	○	x	x
	KT-WiMAX FLAT ツープラス(3年)ギガ放題	通常	▲	▲	○	●	●	●	x	x
特約		▲	▲	▲	○	▲	●	x	x	
KT-WiMAX 3年ギガ放題	x	x	x	x	x	x	x	x		
KT-WiMAX 3年ギガ放題+アシスト500	x	x	x	x	x	x	x	x		

※「通常」は定期プラン特約の適用が無い場合を、「特約」は定期プラン特約の適用がある場合を指します。各記号の意味は、それぞれ下表のとおりとします。

記号	料金種別の変更	適用期間の特例	プラン解除料の特例
x	不可	—	—
○	可	適用期間を引き継ぐ	プラン解除料金の支払いを要さない
△	可	適用期間を引き継ぐ	—
●	可	—	プラン解除料金の支払いを要さない
▲	可	—	—